

NPO法改正により各NPO法人に していただきたい手続きについて

平成24年4月1日に改正NPO法が施行されたことにより、各NPO法人には定款変更や登記変更を行っていただく必要があります。

今回、特にすべての法人に影響が及ぶものについて、あらためて資料を作成しました。改正内容をふまえ、定款の確認等をお願いします。

各法人において、次回開催の総会や臨時総会で定款変更の決議を得ていただいたうえで、県に定款変更の手続きをお願いします。

また、提出書類についても、今回の法改正で変更がありましたので、ご確認ください。また、提出書類についても、今回の法改正で変更がありましたので、ご確認ください。

I. 対応チェックシート	1
II. 定款変更や登記変更の検討が必要なもの	
(1) 理事の代表権の制限	3
(2) 特定非営利活動分野の追加	5
(3) 「定款変更」条項	6
(4) 「その他事業」条項	7
(5) 「活動計算書」の導入について	8
III. 提出書類の変更	
(1) 役員の変更等届出書（添付書類追加）	10
(2) 定款変更届出書（添付書類追加）	10
(3) 定款の変更の登記完了提出書【新設】	11
(4) 事業報告書等提出書（添付書類一部変更）	11

定款変更の手続きについては『特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き』P.55～57（様式はP.90～94）を参照してください。

I. 法改正に伴う対応チェックシート

この資料の定款例で「第〇〇条」と記載した条文の番号は、法改正前の「手引き」をの定款例を参考にしています。
 ()で示した定款内容をもとに、各法人で該当する条文を確認してください。

● 理事の代表権の制限

定款第15条(職務)で、「理事長は、この法人を代表し、」などと法人の代表者を定めている。

		参照 ページ
パターン① このまま法人の代表者を理事長とする場合	➡ 理事長以外の理事を抹消する登記が必要 (9月30日までのできるだけ早い機会に登記する必要があります)	3
パターン② 理事全員を代表者とする場合	➡ 定款の変更が必要	3

● 非営利活動分野の追加

定款第4条(特定非営利活動の種類)で、「特定非営利活動促進法第2条別表〇号及び〇号に該当する特定非営利活動…」と記載している。

		参照 ページ
記載はない	➡ 対応の必要なし	—
例のような記載をしている	➡ 法改正で活動分野の号数が変わっている場合、定款変更が必要	5

● 「定款変更」条項

定款第51条(定款の変更)を記載している

➡ 法改正にあわせた定款変更が必要

参照
ページ

6

● 「その他事業」条項

定款第5条(事業)で、その他事業について定め、第5条第2項に「収益を生じた場合は」と記載している。

		参照 ページ
記載はない	→ 対応の必要なし	—
記載がある	→ 定款の変更が必要	7

● 活動計算書の導入について

会計書類として「収支計算書」に代わり、法改正で新たに定められた「活動計算書」を導入する

		参照 ページ
導入する	→ 導入するにあたって、定款変更が必要	8
当面は導入しない	→ 経過措置として、当分の間、収支計算書を使用することが認められています。	8

Ⅱ. 定款変更や登記変更の検討が必要なもの

(1) 理事の代表権の制限

これまで	理事全員を法務局で登記
これから	代表権のある理事(理事長・代表理事等)のみを登記

このため、各法人において下記のパターン①かパターン②の対応が必要となります。

定
款
例

(職務)
第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

現在、ほとんどの法人がこの規定となっています。この規程では、理事長だけが法人を代表することを示しており、下記のパターン①かパターン②の対応が必要です。

パターン①

このまま理事長のみが法人の代表権を持つことにする場合

登記の変更が必要。【定款変更は不要】

法務局において、理事長以外の代表権を有しない理事を抹消する変更の登記をしてください。なお、この登記は法施行後6か月以内(9月30日まで)に行わなくてはなりません。

ただし、下記のように、理事長以外が代表権を持たないことを追記する場合は定款変更認証が必要です。【変更は任意】

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

パターン②

代表権を制限せず、すべての理事が代表権を持つことにする場合

定款の変更が必要。【登記申請も必要です】

以下の例のように理事長が代表権を持つ規定を削除し、すべての理事が代表権を持つ規定を定めてください。(次の社員総会にあわせ定款変更を議題とするよう検討してください)

例1 第15条 すべての理事は、この法人を代表する。

または

例2 第15条 理事長は、この法人の業務を総理する。

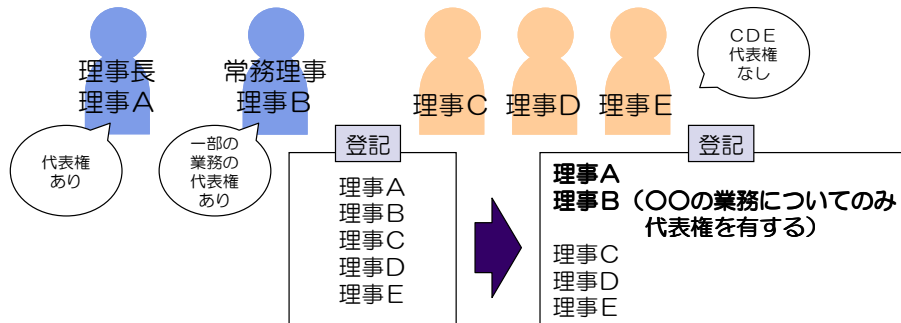
2 (略)

3 理事は、この法人を代表し、理事会を構成し、・・・

定款変更認証申請

さらに、理事の代表権の範囲を規定する場合、定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。また、常務理事は、〇〇の業務についてのみ、この法人を代表する。」と規定することにより、理事の代表権の範囲を規定することも可能です。

この場合においては、定款変更認証を受けたうえで、代表権の範囲を登記する必要があります。



● 「理事の代表権の制限」に関する法改正の趣旨について

これまで、NPO法人の登記には理事全員を登記すると定められていたため、対外的には理事全員が代表という扱いとなっていました。一方、ほとんどの法人の定款は「理事長は、この法人を代表し、・・・」と定めており、法人の対内的な取り決めである定款と登記で食い違いが生じていました。

このため、契約上のトラブルが発生する事案も全国で発生していたため、今回の法改正により、対外的にも対内的にも同一の代表権の制限を出来ることになりました。

各法人において、法人運営の実情にあわせ、前ページのパターン①かパターン②のいずれかをご検討ください。

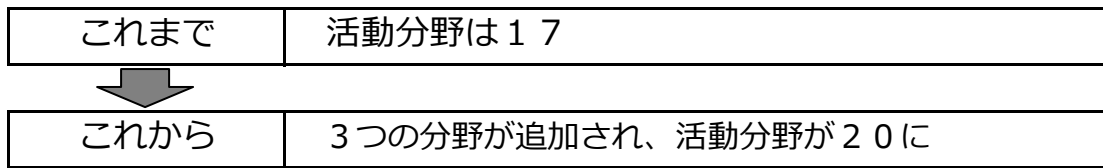
なお、法人登記に関することは、和歌山地方法務局までお問い合わせください。

・和歌山地方法務局（和歌山市二番丁2番地）

電話：073-422-5131（代表）

なお、この手続きについては**法改正日（平成24年4月1日）から6か月以内**に行う必要があり、この登記を怠った場合、20万円以下の過料に処せられる場合があります。

(2) 特定非営利活動分野の追加



これにより、NPO法における活動分野の号数がずれたため、定款の記載内容によっては定款を変更する必要があります。

【ケース1】：定款に号数を規定していない

(特定非営利活動の種類)
 第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 (2) 子どもの健全育成を図る活動

法改正の影響はなく
定款変更の必要なし。

※県内のほとんどのNPO法人は【ケース1】に該当すると思われます。その場合、対応の必要はありません。

【ケース2】：号数と活動内容両方を規定

(特定非営利活動の種類)
 第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第1号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)及び第11号(子どもの健全育成を図る活動)を行う。

号数が違う場合は、定款変更が必要。

【ケース3】：号数のみを規定

(特定非営利活動の種類)
 第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第1号及び第11号の活動を行う。

号数のみでは活動内容がわからないため速やかに定款変更の必要有り。

※【ケース2】【ケース3】に該当するNPO法人は、次回社員総会にあわせ、定款変更を行ってください。

定款変更認証申請

活動分野の変更一覧


- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 災害救援活動
- ⑦ 地域安全活動
- ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨ 国際協力の活動
- ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑫ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑬ 科学技術の振興を図る活動
- ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯ 消費者の保護を図る活動
- ⑰ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動【追加】
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動【追加】
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動【追加】

(3) 「定款変更」条項

これまで	法25条に記載のある事項のみが届出 それ以外はすべて定款変更認証の手続きが必要
↓	
これから	法25条に記載されたもの以外は、届出でOK

法改正により、定款変更時の届出事項が拡大されました。このため、改正前の法律にあわせていた「定款の変更」条項の修正が必要となります。

※このためだけに即座に変更する必要はありませんが、
 **他の定款変更等にあわせ、次回の社員総会での変更をお願いします。**

定款例

(定款の変更)
 第51条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
(1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
(2) 資産に関する事項
(3) 公告の方法

定款変更例

定款変更認証申請

(定款の変更)
 第51条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について所轄庁の認証を得なければならない。

定款変更にあたり届出で足りる事項の変更一覧

改正前

- ・ 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地変更
- ・ 資産に関する事項の変更
- ・ 公告の方法の変更




改正後

- ・ 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地変更
- ・ 役員の数の変更
- ・ 資産に関する事項の変更
- ・ 会計に関する事項の変更
- ・ 事業年度の変更
- ・ 残余財産の処分以外の解散に関する事項の変更
- ・ 公告の方法の変更
- ・ 法11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員や顧問等に関する事項）


※ここに記載した以外の事項を変更する時は認証申請が必要です。

(4) 「その他事業」条項

これまで	その他事業の「収益」を特定非営利活動にあてる
	
これから	その他事業の「利益」を特定非営利活動にあてる

法改正により、「収益」という用語が「利益」に変更されました。

このため、定款の表現の修正が必要です。

 ※このためだけに即座に変更する必要はありませんが、
他の定款変更等にあわせ、次回の社員総会での変更をお願いします。

定款例

(事業)
第5条 略
2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、
収益を生じた場合は、同項1号に掲げる事業に充てるものとする。




定款変更例

定款変更認証申請

(事業)
第5条 略
2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、
利益を生じた場合は、同項1号に掲げる事業に充てるものとする。

(5) 「活動計算書」の導入について

これまで	「収支予算書」と「収支計算書」
	
これから	「活動予算書」と「活動計算書」へ（会計の明確化）

法改正により、法人が作成する会計書類が変更となりました。

会計書類として「活動計算書」等を導入する場合は、定款の「収支計算書」等の名称を「活動計算書」等に変更する必要があります。

ただし、この会計書類については、当分の間は、収支計算書等のままでも認められます。会計書類を活動計算書に変更するまでは、この定款の変更は不要です。

また、活動計算書を使用できるのは平成24年4月1日以降に開始した事業年度ですので、実際に活動計算書を事業報告書等の添付書類として提出するのは平成25年4月以降となります。

法改正の趣旨をふまえ、活動計算書の導入をご検討いただき、活動計算書を導入する時期にあわせて定款変更してください。

【参考】会計の明確化

今回の法改正で収支計算書が活動計算書へ変更されました。

この具体的な内容については内閣府の研究会において検討され報告書が取りまとめられています。

特徴としては、次のとおりです。

- 「NPO法人会計基準」をベースとすること
- 資金収支ベースの計算書類である「収支計算書」から、損益ベースの「活動計算書」へ変更され、株式会社などで使用されている会計基準に近くなる

【関連情報】

みんなで使おう！「NPO法人会計基準」

<http://www.npokaikeikijun.jp/>

内閣府「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」

<https://www.npo-homepage.go.jp/data/report28.html>

定款の該当部分のみ掲載

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

(4) 事業計画及び**収支予算**並びにその変更

(5) 事業報告及び**収支決算**

(8) 借入金（その事業年度内の**収入**をもって償還する短期借入金を除く。…(略)…

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(4) 財産から生じる**収入**

(5) 事業に伴う**収入**

(6) その他の**収入**

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う**収支予算**は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に順じ**収入支出**することができる。

2 前項の**収入支出**は、新たに成立した予算の**収入支出**とみなす。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、**収支計算書**、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。



定款変更例

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

(4) 事業計画及び**活動予算**並びにその変更

(5) 事業報告及び**活動決算**

(8) 借入金（その事業年度内の**収益**をもって償還する短期借入金を除く。…(略)…

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(4) 財産から生じる**収益**

(5) 事業に伴う**収益**

(6) その他の**収益**

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う**活動予算**は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に順じ**収益費用**を講じることができる。

2 前項の**収益費用**は、新たに成立した予算の**収益費用**とみなす。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、**活動計算書**、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第23条：定款変更認証申請

第39条：定款変更届出

第44条：定款変更届出

第45条：定款変更届出

第48条：定款変更届出

Ⅲ. 提出書類の変更

(1) 役員の変更等届出書

添付書類の追加

「役員の変更等届出書」に添付する書類として、「変更後の役員名簿」が追加されました。この役員名簿は、「最新の役員名簿」として閲覧の対象書類となります。

(閲覧場所：和歌山県NPO・県民活動推進室、和歌山県NPOサポートセンター、NPO法人事務所)

「役員の変更等届出書」の提出書類

届出書類	氏名・住所の変更のとき	新たに就任したとき	再任・任期満了・辞任・解任・死亡のとき
役員の変更等届出書	○	○	○
新規追加 変更後の役員名簿	○	○	○
当該役員の就任承諾および誓約書の写し		○	
当該役員の住所を証する書面		○	

(2) 定款変更届出書

添付書類の追加

「定款変更届出書」に添付する書類として、「定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し」と「変更後の定款」が追加されました。これにより、これまで事業報告書の提出時に提出していた「変更後の定款」は不要となります。

提出された変更後の定款は、「最新の定款」として閲覧の対象書類となります。

(閲覧場所：和歌山県NPO・県民活動推進室、和歌山県NPOサポートセンター、NPO法人事務所)

「定款変更届出書」の提出書類

届出書類
定款変更届出書
新規追加 定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し
新規追加 変更後の定款

(3) 定款の変更の登記完了提出書 **新設**

定款の変更が登記事項であった場合、変更の登記完了後に、「定款変更登記完了届」の手続きが新設されました。これにより、これまで事業報告書の提出時に提出していた「登記事項証明書」は不要となります。

「定款の変更の登記完了提出書」の提出書類

届出書類
定款の変更の登記完了提出書
登記事項証明書

(4) 事業報告書等提出書 **添付書類の一部変更**

法改正により、提出書類の中でこれまで「役員名簿」という名称だった書類が「年間役員名簿」へと変更になりました。

これは(1)役員変更等届出の際に提出する役員名簿と区別を図るためです。

使い分けは、次のとおりとなります。

- 役員名簿……………最新の役員の就任状況を明らかにする書類
役員変更等届出、新規設立認証、合併認証における添付書類
- 年間役員名簿……事業年度における役員の就任状況を明らかにする書類
事業報告書等の提出における添付書類

※なお、最新の「役員名簿」も閲覧書類となったため、今後、**最初に事業報告書を提出する時に、最新の「役員名簿」を一緒に提出してください。**